

長崎県小規模省エネ設備導入補助金のご案内

原油価格や物価高騰などの影響を受けている県内中小企業者等が、経営改善に向けて省エネルギー設備を導入する際、支援を実施します。

補助対象者

※「長崎県省エネルギー等設備導入経営改善支援事業費補助金」又は「省エネルギー等設備導入緊急支援事業費補助金」を交付・交付予定の事業者は申請できません
※創業後1年以上の事業者が対象です。そのほかの要件等の詳細は申請要領等をご確認ください

県内に主たる事業所等を置き、**対象業種の事業を営む**中小企業・小規模事業者等

(対象業種) 製造業、情報通信業、卸売業、小売業、機械設計業、商品・非破壊検査業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、学習塾、教養・技能教授業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業

補助率・補助上限額等

【補助率】 **2/3以内**

【補助上限額】 **1事業者あたり上限50万円(下限額20万円)**

【交付決定】 **先着順、1事業者あたり1回まで**

・**令和4年11月18日以降に着手(契約・発注)した経費で、設備設置工事が完了し、その代金の支払行為が完了した事業が対象です**



対象経費

燃料の使用量削減等につながる**省エネルギー設備の導入にかかる設備費、設計費、工事費**
(対象設備については裏面をご確認ください)

※消費税及び地方消費税相当額や、既設設備の撤去費用は補助対象外です。その他対象とならない経費については、申請要領等をご確認ください

申請方法

【申請書類の入手方法】 **長崎県公式ホームページからダウンロード**

長崎県 小規模省エネ補助金 検索 🔍

【提出先】 〒850-8799 長崎中央郵便局 私書箱第136号
長崎県小規模省エネ設備導入補助金申請受付センター 宛

【提出方法】 **簡易書留**や**レターパック**など郵便物の追跡ができる方法での郵送

※持参不可

【受付期間】 **令和4年11月18日(金) ~ 令和5年2月10日(金)** **当日消印有効**

※但し、予算額に達した場合、早期に受付を終了します。

【申請様式等】



<問合せ先>

長崎県小規模省エネ設備導入補助金申請受付センター

電話番号：050-5530-5794

受付時間：9:00 ~ 17:00 [平日のみ]

- ◆ 本補助金は、設備導入後の**事後審査**となります
- ◆ 審査の結果、「**対象事業者ではない**」「**対象設備ではない**」等の理由により**補助対象とならず、補助金を受けられない場合があります**
- ◆ 設備導入に**着手する前に申請要領等をよく確認いただき、不明な点は上記申請受付センターにお問い合わせください**

対象設備

以下のユーティリティ設備

設備区分	種別
高効率空調	電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)※
	ガスヒートポンプエアコン
	チリングユニット
	吸収式冷凍機
	ターボ冷凍機
業務用給湯器	業務用ヒートポンプ給湯器
	潜熱回収型給湯器 (ガス・石油)
高性能ボイラ	蒸気ボイラ
	温水ボイラ
高効率コージェネレーション	高効率コージェネレーション

設備区分	種別
変圧器	油入変圧器
	モールド変圧器
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫
	電気冷凍庫
	冷凍機内蔵形ショーケース
	コンデンシングユニット
	冷凍冷蔵ユニット
産業用モータ	産業用モータ単体・ポンプ・圧縮機・送風機
	無線式調光制御設備
調光制御設備	有線式調光制御設備
	人感・明るさセンサ付調光制御設備

※業務用エアコンについては、主に業務で使用されるエアコンであれば、一般家庭用に製造されたエアコンも対象となります

(注1) ユーティリティ設備：事業所等を稼働させるために必要不可欠な電気、燃料、水、ガスなどを供給する設備

(注2) 令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業（一般社団法人 環境共創イニシアチブ）の（C）指定設備導入事業の補助対象設備に登録されている型番の設備は、設備の登録型番が記載されたWEBページを印刷したものを資料とすることができます。未登録の型番は、省エネ化を証明する資料が必要となります。

〔型番検索ページ〕 <https://sii.or.jp/cutback04/search/>



事業着手（契約・発注）前のチェックリスト

チェック項目	欄
1.長崎県内に主たる事務所・事業所を置いて事業を営む中小企業者等である	<input type="checkbox"/>
2.申請日時点において創業後1年を経過している	<input type="checkbox"/>
3.「長崎県省エネルギー等設備導入経営改善支援事業費補助金」又は「省エネルギー等設備導入緊急支援事業費補助金」を交付・交付予定の事業者ではない	<input type="checkbox"/>
4.申請要領のp2別表1「対象業種」を確認した上で、補助対象業種を営んでいる	<input type="checkbox"/>
5.導入する設備は、申請要領p3の「(2) 対象設備」に該当している	<input type="checkbox"/>
6.設備導入経費は、消費税や撤去費用などの補助対象外経費(※)を除いた上で30万円以上である ◇補助率2/3で補助下限額が20万円であるため、補助対象経費は30万円以上となります ※申請要領p14「(参考2) 対象とならない経費」を参照	<input type="checkbox"/>
7.設備導入のための事業において、見積書が必要であることを理解している ※1件100万円以上(税抜)の支払いを要する設備導入の場合は、2者以上の見積合わせが必要です	<input type="checkbox"/>
8.設備導入のための契約・発注は令和4年11月18日以降である	<input type="checkbox"/>
9.設備を導入する箇所の写真を、設備導入前に撮影している	<input type="checkbox"/>
10.設備導入のための事業において、①契約書又は発注書等、②納品書又は工事完了報告書等、③受注業者からの請求書、④受注業者への支払にかかる領収書が必要であることを理解している	<input type="checkbox"/>
11.①設備の導入、②受注業者への支払が完了した後に補助金を申請するということを理解している	<input type="checkbox"/>
12.上記「10.」の上で、補助金の申請は令和5年2月10日(金)までに郵送（当日消印有効）しなければならないことを理解している	<input type="checkbox"/>

- ◆ **本補助金は、設備導入後の事後審査となります**
- ◆ **審査の結果、「対象事業者ではない」「対象設備ではない」等の理由により補助対象とならず、補助金を受けられない場合があります**
- ◆ **設備導入に着手する前に申請要領等をよく確認いただき、不明な点は上記申請受付センターにお問い合わせください**